

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年 6 月27日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第36号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成25年佐賀県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請手続)

第2条 条例第3条第1項の規定により課税免除を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の中欄に掲げる課税免除の申請期限までに、同表の右欄に掲げる課税免除申請書を課税地を所管する県税事務所の長（法人の事業税及び固定資産税にあっては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。）に提出しなければならない。

税目	課税免除の申請期限	課税免除申請書
事業税	法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第53条第1項の規定により申告書を提出すべき日	事業税の課税免除申請書（様式第1号）
不動産取得税	法人にあっては不動産を取得した日を含む事業年度分に係る法人の事業税に関する法第72条の25第1項、第2項（同条第6項及び法第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第6項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項	不動産取得税の課税免除申請書（様式第2号）

	及び第72条の28第2項において準用する場合並びに同項において準用する法第72条の25第7項において準用する場合を含む。)若しくは第5項(法第72条の28第2項において準用する場合を含む。)、第72条の28第1項、第72条の29第1項又は第72条の33第2項若しくは第3項の規定により申告書を提出すべき日、個人にあっては佐賀県税条例第53条第1項の規定により不動産を取得した日を含む年分に係る個人の事業税の申告書を提出すべき日	
固定資産税	法第745条第1項において準用する法第383条の規定により申告書を提出すべき日	固定資産税の課税免除申請書(様式第3号)

(課税免除の措置)

第3条 県税事務局長は、前条に規定する課税免除申請書を受理したときは、審査の上、処分を決定し、その旨を同条の規定により課税免除申請書を提出した者に通知するものとする。

(規則で定める法令)

第4条 条例第5条第1号に規定する規則で定める公害防止等に関する法令は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の廃止等)

2 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成15年佐賀県規則第46号)は、廃止する。

3 条例附則第3項に規定する課税免除については、前項の規定による廃止前の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(申請期限の特例)

4 平成25年4月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して30日を経過する日までの間に第2条に規定する課税免除の申請期限が到来する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過する日とする。

様式第1号(第2条関係)

法人 事業税の課税免除申請書
個人

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所(法人にあっては、所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

この申請において応答する者
氏名
(電話)

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成25年佐賀県条例第38号)第3条第1項の規定による事業税の課税免除を次のとおり申請します。

1 課税免除を受けようとする事業所	所在地		
	名称		
	離島振興対策実施地域の公示日	年 月 日	
	事業の種類(内容)		
	操業等開始年月日	年 月 日	
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設	
2 新設又は増設をした特別償却設備(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額			円
3 所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無	有 ・ 無		
4 畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に係る労働日数	事業主及び同居の親族の労働日数 (ア)	日	
	(ア)以外の雇用者の労働日数 (イ)	日	
	延べ労働日数(ア)+(イ) (ウ)	日	
	(ア)の(ウ)に対する割合 (ア)÷(ウ)	日	
5 課税免除を受けようとする事業税	区分	法人	個人
	事業年度又は年	・ ・ から ・ ・ まで	年
	申告又は決定の区分	確定・修正・更正	
	本県分の課税標準額	円	円
	課税免除の対象となる課税標準額	円	円
	課税免除の税額	円	円

- 注 1 この申請書は、2部提出してください。
- 2 製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第1条各号に掲げる事業に係る課税免除を申請するときは、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、(1)、(2)及び(6)から(9)までは、先に事業税又は不動産取得税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。
- (1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
 - (2) 年次別増加生産高調（製造の事業以外は、不要です。）
 - (3) 事業税課税免除額明細書
 - (4) 事業税課税免除の比率に関する調
 - (5) 従業者名簿
 - (6) 簡単な事業所全体の平面見取図（当該見取図中に離島振興対策実施地域の公示日以後の土地及び建物の取得の部分並びにその取得年月日（建物については、事業の用に供した日を含む。）を明示してください。）及び新設又は増設をした特別償却設備の配置見取図
 - (7) 直近前1年間の事業報告書（株主総会提出のもの等）又は貸借対照表及び損益計算書
 - (8) 最近の事業所案内パンフレット（作成していない場合は、不要です。）
 - (9) 確定申告書及び法人税法施行規則（昭和43年大蔵省令第12号）別表16の(1)及び(2)の写し
- 3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

記載上の注意

- 1 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに定める欄は、記載する必要はありません。
 - (1) 法人事業税の課税免除を申請する場合 4の欄及び5の「個人」の欄
 - (2) 製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は省令第1条各号に掲げる事業に係る個人事業税の課税免除を申請する場合 4の欄及び5の「法人」の欄
 - (3) 畜産業、水産業又は薪炭製造業に係る個人事業税の課税免除を申請する場合 2の欄、3の欄及び5の「法人」の欄
- 2 「事業の種類（内容）」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「家具製造業」、「ミシン製造業」というように記載してください。

様式第2号(第2条関係)

不動産取得税 土地
建物 の課税免除申請書

年 月 日

県税事務局長 様

申請者 住所(法人にあっては、所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

この申請において応答する者
氏名
(電話)

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成25年佐賀県条例第38号)第3条第1項の規定による不動産取得税の課税免除を次のとおり申請します。

1 課税免除を受けようとする事業所	所在地								
	名称								
	離島振興対策実施地域の公示日	年 月 日							
	事業の種類(内容)								
	操業等開始年月日	年 月 日							
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設							
	事業年度又は年								
2 新設又は増設をした特別償却設備(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額					円				
3 所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無	有 ・ 無								
4 工場用の建物内における生産工程と密接不可分な生産工程を組成する屋外の工業生産設備及び法令の規定により設置が義務づけられている構築物等	設備等の名称	敷地面積	着手年月日	取得年月日					
		m ²	・ ・	・ ・					
			・ ・	・ ・					
	計		・ ・	・ ・					
5 土地	所在	地番	地目	地積	取得年月日	固定資産課税台帳登録価額	課税標準額	税率	税額
				m ²	・ ・	円	円	/ 100	円
					・ ・			/ 100	
					・ ・			/ 100	
	計				・ ・			/ 100	

6 取得した土地のうち課税免除を受けようとする土地					地積 (ア)	1 m ² 当たり 価額 (イ)	課税標準額 (ア) × (イ)	税率	税額	
					m ²	円	円	/ 100	円	
7 家屋	種類 (用途)	構造	建床面積	延床面積	着手年月日	取得年月日	取得価 額	課税標 準額	税率	税額
			m ²	m ²	円	円	/ 100	円
								
								
	計									

注 1 この申請書は、2部提出してください。

2 この申請書には、次の書類を2部ずつ添付してください。ただし、先に事業税の課税免除申請書を提出した際に添付した書類に内容等の変更がないときは、添付する必要はありません。

(1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書

(2) 年次別増加生産高調（製造の事業以外は、不要です。）

(3) 簡単な事業所全体の平面見取図（当該見取図中に離島振興対策実施地域の公示の日以後の土地及び建物の取得の部分並びにその取得年月日（建物については、事業の用に供した日を含む。）を明示してください。）及び新設又は増設をした減価償却資産の配置見取図

(4) 直近前1年間の事業報告書（株主総会提出のもの等）又は貸借対照表及び損益計算書

(5) 最近の事業所案内パンフレット（作成していない場合は、不要です。）

(6) 確定申告書及び法人税法施行規則（昭和43年大蔵省令第12号）別表16の(1)及び(2)の写し

3 この申請書は、事業税の申告書の提出期限までに提出してください。

記載上の注意

1 「事業の種類（内容）」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「家具製造業」、「ミシン製造業」というように記載してください。

2 4の欄には、土地を取得した日から1年以内に着手（基礎工事の着手をいう。）をしたものを記載してください。

3 6の「地積(ア)」の欄には、7の欄の着手年月日が5の欄の取得年月日から1年以内である家屋の建床面積の合計に4の欄の敷地面積を加算した面積を記載してください。

4 7の欄には、課税免除の対象となる建物を1棟ごとに記載してください。

5 7の「種類（用途）」の欄には、工場等の種類（用途）を具体的に、例えば「木工場」、「機械組立工場」というように記載してください。

固定資産税の課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所(法人にあっては、所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

この申請において応答する者
氏名
(電話)

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成25年佐賀県条例第38号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定による固定資産税の課税免除を次のとおり申請します。

1 課税免除を受けようとする事業所	所在地		
	名称		
	離島振興対策実施地域の公示日	年 月 日	
	事業の種類(内容)		
	操業開始年月日	年 月 日	
	新設又は増設の別	新設 ・ 増設	
	事業年度又は年		
2 新設又は増設をした特別償却設備(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額		円	
3 所得税又は法人税の青色申告書の提出の有無		有 ・ 無	
償却資産の決定価額 (ア)	円	課税免除の対象となる機械及び装置の評価額 (イ) 円	
市町村の課税限度額 (イ)	円	県が課税免除する課税標準額 (イ) × (ウ) ÷ (ア) (オ) 円	
県が課する固定資産税の課税標準額(ア) - (イ) (ウ)	円	税率 (カ)	1.4 / 100
		課税免除額 (オ) × (カ)	円

注 1 この申請書は、2部提出してください。

2 この申請書には、初年度に限り、次の書類を2部ずつ添付してください。

- (1) 新設又は増設をした特別償却設備の取得価額等の明細書
- (2) 年次別増加生産高調(製造の事業以外は、不要です。)
- (3) 簡単な事業所全体の平面見取図
- (4) 直近前1年間の事業報告書(株主総会提出のもの等)又は貸借対照表及び損益計算書

- (5) 最近の事業所案内パンフレット（作成していない場合は、不要です。）
 - (6) 確定申告書及び法人税法施行規則（昭和43年大蔵省令第12号）別表16の(1)及び(2)の写し
- 3 この申請書は、固定資産税の申告書の提出期限までに提出してください。

記載上の注意

- 1 「事業の種類（内容）」の欄には、事業の種類を具体的に、例えば「家具製造業」、「マシン製造業」というように記載してください。
- 2 「償却資産の決定価額(A)」の欄には、地方税法第743条第1項の規定により知事が決定した評価額を記入してください。
- 3 「課税免除の対象となる機械及び装置の評価額(I)」の欄には、条例第2条第2項に規定する特別償却設備の評価額の合計額を記載してください。